平成３０年（フ）第２８０号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目11番１―1107号　ライオンズガーデン府中
債務者　渡部　俊亨
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４３７号
福岡県筑紫野市紫６丁目７番12号　バイオレットハイツＢ102号
債務者　前田　　亮
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４３９号
福岡県福津市花見が丘３丁目６番６号　花見団地61号
債務者　西山　広太
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４８８号
福岡市東区香椎４丁目６番２号
債務者　平山　知裕
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４８９号
福岡市城南区樋井川３丁目17番６―601号
債務者　清原由美子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５２５号
福岡市南区弥永２丁目31番17号
債務者　志茂　克一
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５３９号
福岡県筑紫野市二日市中央４丁目１番５号　二日市サンコート101号
債務者　森田　信也
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿児島市上福元町3931番地１
債務者　竹田　広明
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿児島市上福元町3931番地１
債務者　竹田　知子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１２１号
鹿児島県鹿児島市上荒田町２番23―701号
債務者　水迫　悠樹
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第３３号
富山県中新川郡立山町大窪開２番地45
債務者　平井　俊子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８０号
山梨県甲府市酒折１丁目14番２号
債務者　工藤留美子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８４号
山梨県南アルプス市吉田898番地　ゆたか団地８―５
債務者　川﨑　俊郎
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲167番地１
債務者　安岡　昌孝
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第６３号
徳島県板野郡藍住町矢上字北分95番地　浜病院、住民票上の住所徳島県徳島市北前川町２丁目３番地の１　アメニティー前川103号室
債務者　酒井　建輔
法定代理人保佐人　橋本　正士
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４９号
北海道苫小牧市木場町３丁目９番２号　シルフィード木場町102
債務者　太田まゆみ
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第２３号
福島県郡山市久留米６丁目45番地の５　サンディアル久留米Ａ201号
債務者　渡邊　恵美
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係